

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和3年9月10日

大阪府知事 殿

提出者

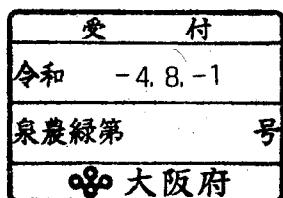
住 所 貝塚市 王子450番地

氏 名 浪速製綱株式会社

代表取締役社長 川添 龍彦

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 072-431-5781



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	浪速製綱株式会社
事業場の所在地	貝塚市 王子450番地
計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	金属製品製造業
②事業の規模	製品出荷額 780,086千円
③従業員数	33名
④特別管理産業廃棄物 の一連の処理の工程	別紙による。

(日本工業規格 A列4番)

## 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図) 添付別紙管理体制図による。

## 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和3年度）実績】	
特別管理産業廃棄物の種類	廃酸
排出量	99.71 t
(これまでに実施した取組)	
平成25年に2ヶ所ある熱処理線置場の周りに囲いを設け、平成27年には置場出口1ヶ所にカーテンを設け、平成28年にもう1ヶ所カーテンを設け、洗線前線材の発錆対策としている。	
【目標】	
特別管理産業廃棄物の種類	廃酸
排出量	120 t
(今後実施する予定の取組)	
洗線作業量は、現状より製品購入が増加予定であり、それに伴い洗線作業量も減少すると予想され、品質維持のため、塩酸建浴回数も削減される見込みであり、目標排出量は120tとした。	

## 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃酸は、2基の10tタンクに貯蔵し、所定量になれば直接運搬収集業者が、10tタンクローリーにて引き取っている。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状と同じ取り組みとしたい。

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和3年度）実績】			
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(これまでに実施した取組)			
【目標】			
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組)			

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和3年度）実績】			
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量 (これまでに実施した取組)			
【目標】			
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量 (今後実施する予定の取組)			

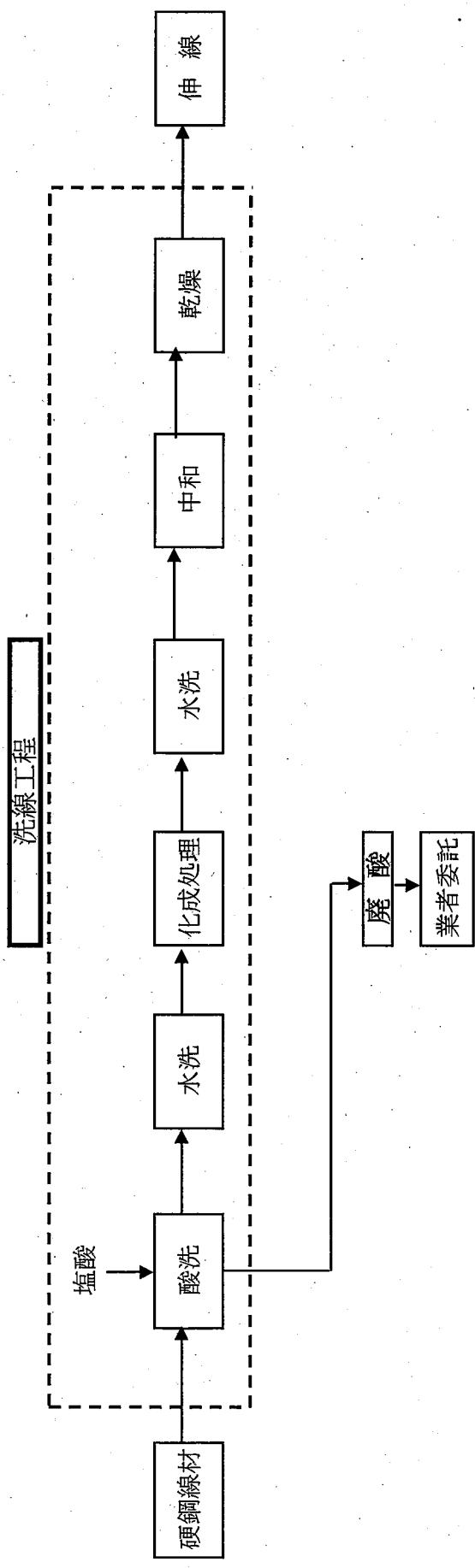
## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組)			

## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	
	全処理委託量	99.71 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	99.71 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者	0 t	t
(これまでに実施した取組)			

		【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類	廃 酸	
		全処理委託量	120 t	t
		優良認定処理業者への処理委託量	0 t	t
		再生利用業者への処理委託量	120 t	t
		認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
(今後実施する予定の取組)				
②計画				
		【前年度（2020年度）実績】		
		特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	99.71 t	
電子情報処理組織の使用に関する事項				
		(今後実施する予定の取組等) 2020年4月より電子マニフェストを利用		
		※事務処理欄		

特別管理産業廃棄物　処理工程

## 管理体制図

